平成二十七年九月十八日

山口県知事

村

畄

嗣

政

ತ್ಯ

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

Щ

県報の正誤 (平成二十六年十月七日山口県告示第三百二十九号)....

県報の正誤 (平成二十七年二月十日山口県告示第四十九号)

П

公共測量の実施 (監理課)

○公告

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)........

しなければならない区域の指定(環境政策課).......の変更をしようとするときの届出を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (学事文書課).......

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課):

: : : : : : :

Ξ

○規則

目

次

9月18日 (金曜日)

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則 (平成十四年山口県規則第二十五号)の

平成 27 年

び」を「、本人の氏名及び住所並びに当該代理人が法定代理人である場合にあっては本 に改める。 人の」に改める。 部を次のように改正する。 第八条第一項及び第九条第一項中「法定代理人」を「代理人」 第四条第二号中「法定代理人」を「代理人」に、 第三条第一項第二号中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の氏名、住所及

別記第一号様式中 個人別に1 された番⁴ 在肌 を 個人の名称の人名を記れた個人の一切を選り、一般を担任を表して、ころの、ころの、ころを、ころを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、いいない。 個人番号 に改める。

あっては本人の」に改める。

名、住所及び」を「、本人の氏名及び住所並びに当該代理人が法定代理人である場合に

「その他」

を「、

委任状その他の」

اڭ

「並びに本人の氏

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中

本人 法定代理人 * 本人の委任による代理人 法定代理人 ΙĆ を

五

五

五

法定代理人の場合 を 人の場合 代理 に改める。

附 則

この規則は、 平成二十七年十月五日から施行する。

山口県規則第六十号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県告示第三百三十一号

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

衆の縦覧に供する。 日までの間、 づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年九月十八日から同年十月八 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基 山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公

平成二十七年九月十八日

報

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

航空自衛隊防府南基地 防府市大字田島

所

村 畄 嗣

政

山口県知事

名称 工場又は事業場の名称及び所在地 航空自衛隊防府南基地

防府市大字田島

尿処理施設 水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし

山

Ξ

特定施設の種類

変更しようとする事項の内容

兀

排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.			排	
7			水	
Γ]		П	
変更	変更		項	
後	前		目	
	<u>_</u>	通常	水素(イ	111
"	七	最	水オ素ン	排
,,	八~六	大	指農	出
		通	化学	_
"	=	常	的酸	水
		最	mg素 要	
"	=	大	/ 就 量	の
		通	浮	
"	五〇	常	遊	: <u>-</u>
		最	へ物 mg /質	汚
"	六〇	大	/ 是 	染
"	〇 五	最大	mg鉱 / 触 / 數	*
		通	窒	状
"	— 五	常	=	4114
		最	mg	態
"	<u>-</u>	大	/ Ů素	Φ.
		通		の
"		常最	燐 児 mg	値
"	三	大層		
"	七二六	通常	排出水の一日光	
	/\	最	きたい	:
			日当たりの量()) [

七二六

 $\overset{\text{m}^3}{\smile}$

五

保

Щ

口

報

平成二十七年九月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

内二三八二、二三八三、二三八四の八 (次の図に示す部分に限る。)、二三八四の の三三まで、一三三八の三六、一三三八の三七、二三八四の六、字金ノ口本切一三一 の九、字河原川三三五五、四九九五、四九九七、字金ケ口三八〇九、四七八五、四七 四一の四まで、字流田三三四三の五、三三四五の一、字深切三三五〇の八、三三五〇 五の三まで、三三三九、三三四〇の一から三三四〇の三まで、三三四一の一から三三 三一の二、三三三一の四から三三三一の六まで、三三三一の一〇、三三三二の一、三 て次の図に示す部分に限る。)、三二九三、字岳村三二九五、字中岳三三三一、三三 る。)、三二九二、三二九二の二、三二九二の四・三二九二の一一(以上二筆につい 三二八八、三二八九、三二九一の一、字弥五郎田三二九一 (次の図に示す部分に限 九の六五、字中村三二八三から三二八五まで、三二八七の三から三二八七の五まで、 〇九の二九、三八〇九の三一、三八〇九の三九、三八〇九の四四、三八〇九の四七、 から三八〇九の一三まで、三八〇九の二一、三八〇九の二五、三八〇九の二六、三八 八九の六、字二郎太郎二三八四の二、三八〇九の一、三八〇九の五、三八〇九の一〇 九、二三八五・二三八九の一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二三 八、字梨木原一三三五、一三三六、一三三七の一、一三三七の三、一三三八、字足河 三八の二三、一三三八の二五から一三三八の二八まで、一三三八の三一から一三三八 八の三、一三三八の四、一三三八の六から一三三八の八まで、一三三八の二〇、一三 二三まで、八二六の一、八二六の二、八二七、字奥八二二の三、八二二の六から八二 示す部分に限る。)、三三一の五、字西高ノス三四二の二、俵山字奥西八一八から八 二〇〇の三、字幸ケ迫二八八の一・字東高ス三三一の一 (以上二筆について次の図に 八六、四七八九 三八〇九の四八、三八〇九の五〇から三八〇九の五二まで、三八〇九の五四、三八〇 二の一一まで、八二二の一三、八二二の一四、字金ノロ一二九九、一三〇一から一三 一五まで、一三一七、一三二〇から一三二七まで、一三二八の一から一三二八の三ま 一二九の一、字西鑪一三六の一(次の図に示す部分に限る。)、字西山二〇〇の一、 長門市渋木字東鑪一二一の一、一二一の二、字西油ケ谷一二八の二、字カタンガ浴

〇の六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五七〇の七から五七〇美祢市美東町大田字藤ケ谷二四三の七、字広がり五七〇の二・五七〇の四から五七

- 二 保安林として指定された目的
- 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

六の一、周東町中山字下村七四七、七五三、七五七、七六一岩国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳四六

周南市大字八代字休場八四、八五、八六の一、字地吉原八四の八、大字小松原字荒

報

二 保安林として指定された目的 別所八七六、八七七 (次の図に示す部分に限る。) 大字大河内字十万迫一八九、字後谷二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、字下 瀬九八の一、一〇七の五、一〇七の一五、一〇七の一六、一〇八の三、八六二の二、

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

四六六の一 岩国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳

七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。 周南市大字大河内字十万迫一八九・字後谷二二九の一・字下別所八七六・八七

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

П



Щ

(二七七) 公共測量の実施

第一項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし

平成二十七年九月十八日

山口県知事

村 畄 嗣 政

作業の種類

作業の地域 公共測量 (基準点測量及び出来形確認測量)

周南大字久米

Ξ 作業の期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年三月三十日まで



正

平成二十六年十月七日山口県告示第三百二十九号 (公有水面の埋立ての免許の出願)

IJ	四	ページ
IJ	下	段
左一か三ら	左一か四ら	行
同大字字平松八五の一	同字八六の一二	誤
同字八五の一	同大字字平松八六の一二	正

平成二十七年二月十日山口県告示第四十九号 (公有水面の埋立ての免許)

"	五 上	ページ
 	=	行
同大字字平松八五の一	同字八六の一二	誤
同字八五の一	同大字字平松八六の一二	正

平成二十七年九月十八日発行平成二十七年九月十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県 庁